

後期高齢者医療の障害認定について

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の方ですが、65歳から74歳の方で一定程度の障害がある場合、申請をすることにより、75歳になる前であっても後期高齢者医療制度に加入することができます。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は、現在加入している健康保険の脱退を行う必要がありますのでご注意ください。

後期高齢者医療制度に加入することにより、保険料の負担や医療費の自己負担割合が変わることがありますが、その方の所得や世帯等の状況により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■対象者

(65歳から74歳の方で、次のいずれかに該当する方)

- ・国民年金などの障害年金1・2級の方
- ・身体障害者手帳1～3級および4級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ・療育手帳A（重度）の方

■申請に必要なもの

- ・障害の程度が確認できる書類（身体障害者手帳等）
- ・国民健康保険加入者の場合、国民健康保険被保険者証等・印鑑

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502

～国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ～

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当の支給について

周防大島町国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療保険（周防大島町）の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

■対象者（次の4つの条件を全て満たす方）

- (1)周防大島町国民健康保険の被保険者または後期高齢者医療保険（周防大島町）の被保険者
- (2)勤務先から給与の支払いを受けている方

(3)新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方

(4)その就労ができなかった期間について給与の全額または一部が支給されない方

※支給を受けるためには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502

柳井警察署だより

☎周防大島幹部交番 ☎ 0820 (72) 0110
柳井警察署 ☎ 0820 (23) 0110

うそ電話詐欺に注意！

【うそ電話詐欺の手法（代表的なもの）】

■架空料金請求詐欺（名義貸しトラブル名目）

「介護施設や老人ホームへ入所する権利がある」「権利を譲ってほしい」等と電話があり、後日、権利を譲ったことは犯罪になる等と脅し、解決費用料を名目にお金をだまし取るもの。

■還付金詐欺

町職員等をかたり、「介護保険料の払い戻しがある」「ATMで手続きができる」等と言って、ATMへ誘導。そこから犯人へ電話をさせて、うその操作を教示して送金させ、お金をだまし取るもの。

【被害防止のポイント】

- 「ATMで還付金手続き」の電話は詐欺！警察への通報をお願いします。
- だまされない対策（ナンバーディスプレイ・留守番電話機能の活用、防犯機能付き電話機の設置）をお願いします。
- 留守番電話で相手の用件を聞いてから電話に出しましょう。
- 電話で、「お金」「通帳」「キャッシュカード」「振込」の言葉が出たら詐欺を疑ってください。

